

業務の運営に関する規程

事業所名 SHIGAアスリートナビ

第1 総 則

- 1 この規程は、SHIGAアスリートナビ事業で設置する事業所が実施する業務の運営に関し必要な事項を定めるものとします。

第2 求 人

- 1 本業務は、国スポ等での活躍を目指す選手や指導者の受入れに関する限り、いかなる求人者の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人者の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、様式1「SHIGAアスリートナビ」の求人申込書により、申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックスまたは電子メールでも差し支えありません。

第3 求 職

- 1 本業務は、国スポ等での活躍を目指す選手や指導者に関する限り、いかなる求職者の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者の申込みは、求職者が直接来所されて、様式2「SHIGAアスリートナビエントリーシート」により申込みください。

第4 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるようお世話することに努めます。
- 2 求人者には、その御希望に適合する求職者をお世話することに努めます。
- 3 紹介に際しては、求職者に対して、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますので、求職者はその紹介状を持参して求人者を訪ねてください。
- 5 本業務では、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第5 その他

- 1 本業務では、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告をしてください。
- 3 本業務で、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本業務では、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務において、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本業務の取扱職種の種類等は、国スポ等での活躍を目指す選手や指導者の受入れです。
(県内に事業所、営業所がある企業を対象とします)
- 6 本業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されます。

この規程は、2019年4月9日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2020年10月9日から施行する。

この規程は、2026年4月1日から施行する。